

長野県認知症介護実践者等養成事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)に規定する第1号から第7号までの研修並びに第8号の研修を実施するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 認知症介護基礎研修
- (2) 認知症介護実践研修
 - ア 認知症介護実践者研修
 - イ 認知症介護実践リーダー研修
- (3) 認知症対応型サービス事業開設者研修
- (4) 認知症対応型サービス事業管理者研修
- (5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- (6) 認知症介護指導者養成研修
- (7) 認知症介護指導者フォローアップ研修
- (8) 認知症介護基礎研修フォローアップ研修

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、県または認知症介護研究・研修大府センターとする。

- 2 前条第1号及び2号に規定する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修については、知事が指定する法人(以下「研修実施法人」という。)による実施の他、県が適切に研修を実施できると認める団体等への委託により実施することができる。
- 3 前条第3号から第5号に規定する認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修については、県が適切に研修を実施できると認める団体等への委託により実施することができる。
- 4 前条第6号に規定する認知症介護指導者養成研修については、認知症介護研究・研修大府センターが、その責任の下に事業を実施するものとする。
- 5 前条第7号に規定する認知症介護指導者フォローアップ研修については、県

が認知症介護研究・研修大府センターに委託して実施するものとする。

- 6 前条第8号に規定する認知症介護基礎研修フォローアップ研修については、県が適切に研修を実施できると認める団体等への委託により実施することができる。

(認知症介護基礎研修)

第4条 認知症介護基礎研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 本研修は、研修対象者が、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得することをねらいとし、国の標準カリキュラムに則って実施する。
- (2) 研修対象者は、介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

(認知症介護実践研修)

第5条 認知症介護実践研修の事業内容は、次のとおりとする。

(1) 認知症介護実践者研修

- ア 本研修は、研修対象者が、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得することをねらいとし、国の標準カリキュラムに則って実施する。
- イ 研修対象者は、介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

(2) 認知症介護実践リーダー研修

- ア 本研修は、研修対象者が、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得することをねらいとし、国の標準カリキュラムに則って実施する。
- イ 研修対象者は、介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後一定の期間を経過している者とする。

(認知症対応型サービス事業開設者研修)

第6条 認知症対応型サービス事業開設者研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 本研修は、研修対象者が、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得することをねらいとし、国の標準カリキュラムに則って実施する。
- (2) 研修対象者は、指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)。以下「指定予防基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。)の代表者であって、当該事業所のある所在地の保険者(以下「保険者」という。)が適当と認めた者とする。

(認知症対応型サービス事業管理者研修)

第7条 認知症対応型サービス事業管理者研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 本研修は、研修対象者が、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得することをねらいとし、国の標準カリキュラムに則って実施する。
- (2) 研修対象者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修(「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程(以下「旧基礎課程」という。)を含む。)を修了している者であって、保険者が適当と認めた者とする。

(小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修)

第8条 計画作成担当者研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 本研修は、研修対象者が、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅

介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得することをねらいとし、国の標準カリキュラムに則って実施する。

- (2) 研修対象者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修(旧基礎課程を含む。)を修了している者であって、保険者が適当と認めた者とする。

なお、地域密着型サービス担当の市町村職員に限って研修内容の一部の聴講を認める(聴講の場合、受講料は徴収しない)。

(認知症介護指導者養成研修)

第9条 認知症介護指導者養成研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修対象者は、次のア～オのすべてを満たすものとして県及び介護保険施設・事業者等の長から推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、認知症介護研究・研修大府センター長が認めた者とする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ 介護保険施設・事業所等に従事している者(過去において従事していた者も含む。)、福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者及び民間企業で認知症介護の教育に携わる者のいずれかの要件に該当する者であって、相当の介護経験を有する者

ウ 認知症介護実践リーダー研修修了者(「痴呆介護研修事業」修了者を含む。)を修了した者

エ 県の実施する認知症介護実践研修等の企画・立案に協力し、又は講師として従事することが可能な者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

- (2) 研修対象者に対し、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として、別に認知症介護研究・研修大府センターが定めるカリキュラムにより研修を実施する。

(認知症介護指導者フォローアップ研修)

第10条 フォローアップ研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修対象者は、次のア及びイのすべてを満たす者のうち、知事が適当と認め推薦した者とする。

ア 県が実施する認知症介護実践研修の企画・立案に協力し、講師として従事している者

イ 認知症介護指導者養成研修を修了後、1年以上経過している者

- (2) 研修対象者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技

術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、別に認知症介護研究・研修大府センターが定めるカリキュラムにより研修を実施する。

(認知症介護基礎研修フォローアップ研修)

第11条 認知症介護基礎研修フォローアップ研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 本研修は、研修対象者が、事例演習を通じて認知症の人への対応方法を身につけることをねらいとし、長野県認知症介護研修事業実施要領に定めるカリキュラムに則って実施する。
- (2) 研修対象者は、認知症介護基礎研修 eラーニング修了者又は受講を希望する者とする。

(修了証書の交付)

第12条 知事は、第2条第1号から第5号及び第8号に規定する研修の修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

2 県は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等、必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

(認知症介護基礎研修を eラーニングにより実施した場合の修了証書の交付)

第13条 認知症介護基礎研修を eラーニングにより実施した場合の修了証書については、研修実施法人が交付する修了証書をもって充てる。

2 県は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等、必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

(認知症介護指導者養成)

研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修修了証書等の交付)

第14条 認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修の修了証書については、認知症介護研究・研修大府センター長が交付する修了証書をもって充てる。

2 県は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理するとともに、認知症介護指導者養成研修修了者のうち、県の実施する認知症介護実践研修等の企画・立案に協力し又は講師として従事する者を「長野県認知症介護指導者」として認定する。

(費用負担)

第15条 県は、第2条第1号から第5号及び第8号に規定する研修の受講者に対し、研修の実施に必要な経費として別表1に定める研修受講料を徴収する。

2 認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修の参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な経費として、認知症

介護研究・研修大府センターが研修受講者募集要項において定める費用を負担するものとする。

別表 1

研修名	研修受講料
認知症介護基礎研修	3,000円
認知症介護実践者研修	20,000円
認知症介護実践リーダー研修	30,000円
認知症対応型サービス事業開設者研修	8,000円
認知症対応型サービス事業管理者研修	4,500円
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	5,000円
認知症介護基礎研修フォローアップ研修	2,000円

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。